

九州支部学生会運営基準

(名 称)

第1条 この会は九州支部学生会（以下「支部学生会」という）と称する。

(運 営)

第2条 この会は電子情報通信学会九州支部に所属する学生員により構成され、その運営は本支部役員および学生会顧問の助言を受ける。

(目 的)

第3条 この会は本支部に所属する学生員の支部活動を盛んにし、かつ学生員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- ① 研究発表、学術講習会、講演会、および見学会等の開催
- ② 学生員相互の親睦会の開催
- ③ その他、目的を達成するために必要な事業

(顧 問)

第5条 本基準第6条に定義する会員校に支部学生会顧問をおくことができる。

2. 顧問は、電子工学および情報通信に関係ある課程をおく学校の教員で、支部長薦を受けた本学会の正員の者とする。
3. 顧問は支部学生会活動を指導・支援するものとする。
4. 顧問の任期は1年とし再任を妨げない。
5. 顧問活動の目的を達成するため必要に応じ支部役員および顧問からなる顧問会議をおくことができる。

(会 員 校)

第6条 学生員の属する学校を会員校と称する。

(会員校の構成)

第7条 会員校には、連絡員若干名をおくことができる。

2. 連絡員は会員校学生員より選出し、顧問の承認を受ける。顧問が定められていない場合は当該課程の主任教授または支部長の承認を受ける。

(役員校)

第8条 会員校の中よりつぎの役員校を選出する。

- | | |
|--------|-----|
| ① 幹事校 | 1校 |
| ② 副幹事校 | 若干校 |

(役員校の選出・任期)

第9条 役員校の任期は1年とし、留任を妨げない。

2. 役員校の選出は、学生会顧問会細則にしたがう。

(役員校の任務)

第10条 役員校は会員校の協力を得て第4条に定められた事業を遂行する。

(基準の改正)

第11条 この基準は支部役員会により改正される。

(その他)

第12条 この基準は平成7年4月1日より実施する。